

《 令和8年度整備分 グループホーム公募に係るQ&A 》

区分	問	答	回答年月日
設備基準	現在稼働中の小規模多機能型居宅介護（2階住宅型有料）をグループホームに用途変更したいと検討しておりますが、現状の建物を改装してグループホームの条件が整うことが想定された場合、公募に応募することは可能でしょうか？	お見込みのとおり可能です。	R7.7.4
設備基準	（小規模多機能居宅介護からグループホームに）移行する中で小規模多機能を休止しなければならないと他者から聞いたのですが、利用者様の利用を一時中止することになるのでしょうか？	一時中止しなければならないとはなっておりません。ただ、グループホームの設備基準を満たすために、工事等を行った場合、適切に介護サービスを提供できないことが想定されますので、注意してください。	R7.7.4